

議案第21号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第7項」を「第9項」に改め、「同条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「2万円」を「10万円」に改める。

第12条中「2万円」を「10万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険条例第11条及び第12条の規定は、この条例の施行日前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。